

重点分野の目標の達成状況

- 市内のPRTR法対象事業所から排出されるPRTR法の特定第一種指定化学物質の排出量：
2008年度を基準年度として2018年度までに30%削減すること。
⇒2011年度のPRTR法の特定第一種指定化学物質の排出量は90トンで、2008年度比21%削減

PRTR法の特定第一種指定化学物質の排出状況

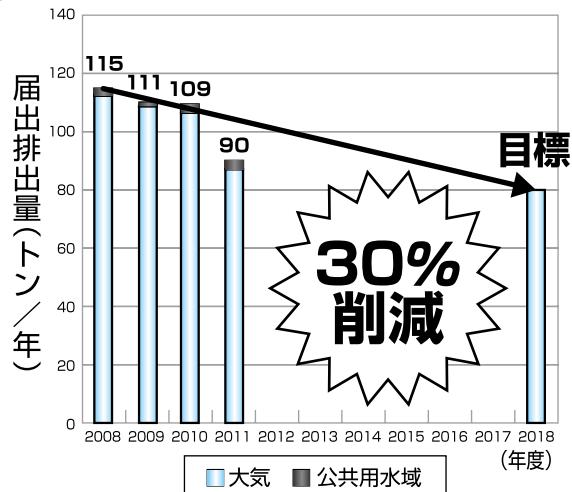
1999年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)に基づき、対象事業者は、人や生態系に有害なおそれがある対象物質の環境への排出量及び当該事業所の外への移動量について、市を経由して国へ提出することが義務付けられています。

PRTR法対象化学物質のうち、発がん性が認められる等のより有害性の高い物質を特定第一種指定化学物質として、現在15物質が指定されています。

2011年度の特定第一種指定化学物質の排出量は90トンであり、2008年度の排出量115トンに比べて21%減少しました。

なお、特定第一種指定化学物質のうち、環境への排出量が多い物質は、1,3-ブタジエン(37トン)、ベンゼン(28トン)、エチレンオキシド(14トン)、塩化ビニル(8.0トン)でした。

環境への総排出量の経年推移



※特定第一種指定化学物質は、平成22年4月1日政令改正後の15物質を対象とした。

○環境リスクの低減に向けた市の取組について

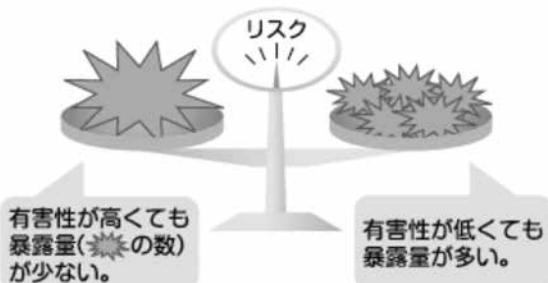
環境リスク評価の実施

多数の化学物質から人の健康に好ましくない影響を与える可能性がある化学物質を科学的な知見に基づき抽出するなど、環境リスクの低減対策に資することを目的として、市域における化学物質の環境リスク評価を実施し、その結果を取りまとめ公表しています。

2012年度は、発がん性が懸念される物質の中から1物質、また、一般毒性が懸念される物質の中から1物質の計2物質について、市域における化学物質の環境リスク評価を実施しました。

(環境リスク=有害性の程度×暴露量)

化学物質のリスク
どっちが大きい?



リスクコミュニケーション

市民、事業者を対象とした『化学物質と環境に関するセミナー』を開催し、市民、事業者、行政間の情報交換を通じて、市民の化学物質に対する理解の促進及び事業者における化学物質の自主管理の促進、並びにリスクコミュニケーションの促進を図っています。

(参考:事業者セミナーの様子)

